

検討の進め方（事務局案）

1 検討方針及び検討の時期

- (1) 労働基準法施行規則別表第1の2第4号に基づく大臣告示に規定されている化学物質による疾病への新たな症状及び障害の追加
平成26～29年度に行った「業務上疾病に関する医学的知見に係る調査研究」の
で取りまとめられた報告書に基づき検討。
→ 令和元年度より検討を行う。
- (2) 大臣告示に規定されていない化学物質による疾病
→ 令和2年度より検討を行う。
- (3) 理美容師のシャンプー液等の使用による接触性皮膚炎
→ (2)の議題と合わせて令和2年度以降に検討を行う。

2 令和元年度分科会開催スケジュール（上記1（1）の検討）

第1回 7月19日（金）

検討内容 全体の進め方、評価方法の確認、評価シートの確認

第2回 10月31日（木）

検討内容 検討物質の選定

第3回 12月16日（月）

検討内容 各検討物質について、新たな「症状又は障害」を特定

第4回 令和2年1月～2月予定

検討内容 各検討物質について、新たな「症状又は障害」を特定

第5回 令和2年2月～3月予定

検討内容 取りまとめ

※ 必要に応じ、令和2年3月以降に第6回を開催。